

群馬県保健医療計画に掲載されている医療機関一覧の更新に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第9次群馬県保健医療計画（令和6年3月29日群馬県告示第90号。以下「医療計画」という。）に掲載されている医療機関一覧の更新に必要な事項を定めることとする。

(更新の箇所)

第2条 この要綱に従って行われる更新の対象は、次のとおりとする。

- 一 医療計画別冊Ⅰ「1 がん」の医療機関一覧にある医療機関名及び医療機能の状況
- 二 医療計画別冊Ⅰ「2 脳卒中」の医療機関一覧にある医療機関名及び医療機能の状況
- 三 医療計画別冊Ⅰ「3 心筋梗塞等の心血管疾患」の医療機関一覧にある医療機関名及び医療機能の状況
- 四 医療計画別冊Ⅰ「4 糖尿病」の医療機関一覧にある医療機関名及び医療機能の状況
- 五 医療計画別冊Ⅰ「5 精神疾患」の医療機関一覧にある医療機関名及び医療機能の状況
- 六 医療計画別冊Ⅰ「6 救急医療」の医療機関一覧にある医療機関名及び医療機能の状況
- 七 医療計画別冊Ⅰ「7 災害医療」の医療機関一覧にある医療機関名及び医療機能の状況
- 八 医療計画別冊Ⅰ「8 新興感染症発生・まん延時の医療」の医療機関一覧にある医療機関名及び医療機能の状況
- 九 医療計画別冊Ⅰ「9 へき地医療」の医療機関一覧にある医療機関名及び医療機能の状況
- 十 医療計画別冊Ⅰ「10 周産期医療」の医療機関一覧にある医療機関名及び医療機能の状況
- 十一 医療計画別冊Ⅰ「11 小児医療」の医療機関一覧にある医療機関名及び医療機能の状況
- 十二 医療計画別冊Ⅰ「12 在宅医療」の医療機関一覧にある医療機関名及び医療機能の状況

(手続きの実施)

第3条 医療機関の長又は開設者（以下「医療機関の長等」という。）は、医療計画に新たに医療機関名の掲載を希望する場合、並びに既に掲載されている医療機能の変更及び医療機関名の削除を希望する場合は、この要綱に従って手続きを行うものとする。

(報告の要請)

第4条 医療機関の長等は、医療計画の基準への合致状況に変更が生じた場合、第1号様式及び第2号様式により速やかに知事に報告するものとする。

- 2 別記様式第1号及び別記様式第2号への記入は、医療機関の掲載基準（別表1）に基づき行うものとする。

(更新の審査)

第5条 医療機関の長等から前条の規定による書類の提出があったときは、知事は、この要綱に定めるもののほか、医療計画、関係法令、通知等に基づき、必要に応じて別表2の該当区分に応じそれぞれの部会等の意見を聴き、更新の適否を審査するものとする。

- 2 既に医療計画に名称が掲載されている医療機関において、診療科の廃止又は解散等により、更新する必要があることが明らかな場合、知事は、前条の届出によることなく前項の手続により更新の適否を審査することができるものとする。

(審査結果の通知等)

第6条 知事は、前条の規定による審査を行った場合、医療機関の長等に対しその結果を通知するものとする。

(医療機関名の更新)

第7条 知事は、第5条の規定による審査の結果、更新の必要があると認めるときは、速やかに群馬県ホームページの該当部分の更新を行うとともに、市町村長に対して通知する。併せて、必要に応じて消防の事務を処理する一部事務組合の長に対しても通知するものとする。

2 医療機関一覧の更新を行ったときは、その直近において開催される群馬県保健医療計画会議にその旨を報告するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、医療計画の更新に必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

	医療段階区分	基 準
がん	専門的ながん治療	がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院、特定領域がん診療連携拠点病院、がんゲノム医療中核拠点病院、がんゲノム医療拠点病院、がんゲノム医療連携病院、小児がん連携病院、群馬県がん診療連携推進病院のいずれかの指定を受けている病院
	がん治療	罹患数が多いがん（肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん、前立腺がん、乳がん及び子宮がん）のうち1つ以上について、以下のすべての基準に合致し、掲載の同意を得た病院 ① がん患者の診療について積極的に診療を行っていること ② 関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していること ③ 手術療法及び化学療法を実施していること ④ 厚生労働省の開催指針に準拠した緩和ケア研修の修了者がいることが望ましい
	在宅療養支援 （病院・診療所）	以下のすべての項目に合致し、掲載の同意を得た医療機関 ① 24時間対応が可能な在宅医療を提供していること ② がん疼痛等に対する緩和ケア（医薬用麻薬の提供含む）が実施可能であること ③ 看取りを含めた人生の最終段階におけるケアを24時間体制で提供すること ④ がん診療機能を有する医療機関等と、診療情報や治療計画を共有するなどして連携が可能であること（地域連携クリティカルパスを含む） ⑤ 厚生労働省の開催指針に準拠した緩和ケア研修の修了者がいることが望ましい
	在宅療養支援 （歯科診療所）	以下のすべての項目に合致し、掲載の同意を得た歯科診療所 ① 患者宅等へ訪問診療を実施している、又は実施できること ② 入院中のがん患者に対する専門的な口腔ケアを実施している、又は実施できること ③ 全国共通告ん医科歯科連携講習会の修了者がいること
	在宅療養支援 （薬局）	以下のすべての項目に合致し、掲載の同意を得た薬局 ① 在宅患者向けの医療用麻薬調剤を実施している、又は実施できること ② 在宅患者宅を訪問し、薬剤管理、指導を実施していること ③ 休日や時間外（24時間、365日）の対応を実施していること

	医療段階区分	基準
	在宅療養支援 (訪問看護事業所)	以下のすべての項目に合致し、掲載の同意を得た訪問看護事業所 ① 24時間対応が可能な在宅医療を提供していること ② がん疼痛等に対する緩和ケア(医薬用麻薬の利用を伴うものに限る)の管理を行っていること ③ 看取りを含めた人生の最終段階におけるケアを24時間体制で提供できること
脳卒中	急性期関連	以下のすべての項目に合致し、掲載の同意を得た医療機関 ① 脳卒中の急性期患者に対して診療及びリハビリテーションに対応できること ② 脳神経外科医師、神経内科医師など必要なスタッフが十分揃っていること ③ CT及びMRIが設置され、必要に応じて稼働できること ④ 脳内血腫摘出術、脳動脈瘤被包術、脳動脈瘤クリッピング術や開頭手術などの「脳神経外科的治療」又は「経静脈t-PA投与術」、「急性期脳血管内治療」に対応できること
	回復期関連	以下のすべての項目に合致し、掲載の同意を得た医療機関 ① 脳卒中の回復期患者に対する診療及びリハビリテーションに対応できること ② 内科医師、神経内科医師、リハビリテーション医師、理学療法士、作業療法士など、必要なスタッフが揃っていること ③ 脳血管疾患等リハビリテーション料の届出医療機関であること
心筋梗塞等の 心血管疾患	急性期関連	以下のすべての項目に合致し、掲載の同意を得た医療機関 ① 心筋梗塞等の心血管疾患の急性期患者に対して専門的な診療及びリハビリテーションに対応できること ② 常勤の内科医師、循環器科医師など必要なスタッフが十分に揃っていること ③ 急性心筋梗塞等に対する経皮的治療に対応できること ④ シネアンギオ装置が設置され、必要に応じて稼働できること
	回復期関連	以下のすべての項目に合致し、掲載の同意を得た病院 ① 心筋梗塞等の心血管疾患の回復期患者に対して診療及びリハビリテーションに対応できること ② 内科医師(循環器科医師を含む)がいること

	医療段階区分	基準
4 糖尿病	初期・安定期治療	以下のすべての項目に合致し、掲載の同意を得た医療機関 ① HbA1cの実施及び評価ができること ② 食事療法、運動療法及び薬物療法等の血糖コントロールが実施できること ③ 低血糖及びシックデイの対応ができること ④ インスリン・GLP-1アナログ製剤の新規導入が実施できること ⑤ インスリン・GLP-1アナログ製剤による治療が実施できること
	専門治療	以下のすべての項目に合致し、掲載の同意を得た医療機関 ① 専任スタッフを配置し、糖尿病専門外来を実施していること ② プログラムに従った糖尿病教育入院を実施していること ③ 地域において糖尿病に関する病診連携に積極的に取り組んでいること
	急性合併症治療	「専門治療」に該当する医療機関のうち、以下のすべての項目に合致し、掲載の同意を得た医療機関 ① 糖尿病合併症患者の受入れが可能であること ② 常時、糖尿病代謝失調（ケトアシドーシス、高血糖高浸透圧症候群、重症低血糖）に対応できること ③ 糖尿病患者の夜間における救急搬送が受入れ可能であること ④ 糖尿病患者の救急搬送受入れの相当数の実績があること
	慢性合併症治療 (糖尿病網膜症)	以下のいずれかの項目に合致し、掲載の同意を得た医療機関 ① 糖尿病網膜症のレーザー治療を実施していること ② 糖尿病網膜症の硝子体手術を実施していること
	慢性合併症治療 (糖尿病性腎症)	以下のすべての項目に合致し、掲載の同意を得た医療機関 ① 糖尿病及び慢性腎不全における食事指導を実施していること ② 腎性貧血、水・電解質の管理、適切な降圧療法等、腎不全患者の治療を実施できること ③ 腎不全の治療のための血液透析の導入を実施できること
	他疾患治療中の血糖管理	以下のすべての項目に合致し、掲載の同意を得た医療機関 ① HbA1cの実施及び評価ができること ② 75g OGTTの実施及び評価ができること ③ 食事療法、運動療法及び薬物療法等の血糖コントロールが実施できること ④ 地域において糖尿病に関する病診連携に積極的に取り組んでいること

	医療段階区分	基 準
5 精神疾患	治療・回復・社会復帰	<p>以下のいずれかの項目に合致し、掲載の同意を得た医療機関</p> <p>① 患者の状況に応じて、精神科医療（外来診療）を提供していること</p> <p>○医療提供体制</p> <p>② 精神科入院診療</p> <p>③ 精神科往診</p> <p>④ 精神科在宅患者訪問診療</p> <p>⑤ 精神科訪問看護・指導</p> <p>⑥ 精神科デイ・ケア</p> <p>○医療連携体制</p> <p>⑦ 連携をとれる他科の医師</p> <p>⑧ 多職種によるチームによる支援</p> <p>⑨ 他科との連携診療</p> <p>⑩ 障害福祉サービス事業所、保健所等との連携</p> <p>⑪ 退院支援・地域移行の取組</p> <p>⑫ 産業医等を通じた事業者との連携</p> <p>⑬ 緊急時の対応体制や連絡体制</p> <p>⑭ 公的な精神保健業務、司法、法務機関等への協力</p> <p>○専門的医療</p> <p>⑮ 統合失調症の診療</p> <p>⑯ 児童・思春期の精神疾患の診療</p> <p>⑰ アルコール関連の精神・行動障害（依存等）の診療</p> <p>⑱ 精神作用物質関連の精神・行動障害の診療</p> <p>⑲ 成人期の発達障害の診療</p> <p>⑳ 他の精神疾患に発達障害が合併する場合の診療</p> <p>㉑ 高次脳機能障害の診療</p> <p>㉒ 摂食障害の診療</p> <p>㉓ てんかんの診療</p> <p>㉔ うつ病の診療 （専門的医療のうち認知症）</p> <p>㉕ 認知症の診療（外来・入院）</p> <p>㉖ 認知症サポート医</p> <p>㉗ かかりつけ医認知症対応力向上研修修了医師数</p> <p>㉘ 各学会に定める専門医</p> <p>㉙ 若年性認知症に対応できる医師</p> <p>㉚ 認知症認定看護師</p> <p>㉛ 物忘れ、認知症を主体とした外来</p> <p>㉜ 在宅患者訪問診療などとして実施</p> <p>㉝ 精神科訪問看護・指導などとして実施</p> <p>㉞ 重度認知症患者デイ・ケアを実施</p> <p>㉟ B P S D の診療（外来・入院）</p>

	医療段階区分	基準
精神疾患	5 精神科救急	以下のすべての項目に合致し、掲載の同意を得た医療機関 ① 精神科救急患者の受入れが可能な施設を有していること ② 地域の精神科救急医療システムに参画し、地域の医療機関と連携していること（基幹病院、輪番病院、協力病院、身体合併症特例病床）
	身体合併症対策	以下のすべての項目に合致し、掲載の同意を得た医療機関 ① 重度な内科的疾患の患者 ② 手術を要する外科的疾患や手術又は直達・介護牽引を要する骨折 ③ 透析患者 ④ 妊産婦である患者 ⑤ 過量服薬の患者 （身体合併症患者のうち認知症） ⑥ 重篤な内科的疾患の患者 ⑦ 手術を要する外科的疾患の患者や手術又は直達・介護牽引を要する骨折 ⑧ 透析患者
	自殺対策	以下の項目に合致し、掲載の同意を得た医療機関 ① うつ病患者のうち自殺念慮がある患者への対応
救急医療	6 第三次救急医療機関	以下に該当する病院 ① 救命救急センターを設置する病院
	第二次救急医療機関	以下のすべての項目に合致し、掲載の同意を得た医療機関 ① 時間外救急診療が可能であり、必要に応じて入院診療を行うこと ② 救急搬送の受入れが可能であること ③ 以下のいずれかに該当すること ・ 病院群輪番制病院 ・ 救急告示医療機関 ④ 夜間を含めた救急搬送の受入れを相当数行っていること
	初期救急医療機関	以下のいずれかの項目に合致し、掲載の同意を得た医療機関 ① 地域ごとの在宅当番医制に参加している医療機関 ② 地域ごとに設置された休日夜間急患センター ③ 地域ごとの在宅当番歯科医制に参加している医療機関 ④ 地域ごとに設置された休日歯科診療所

	医療段階区分	基準
7 災害 医療	災害拠点病院	以下のいずれかに該当する病院 ① 基幹災害拠点病院 ② 地域災害拠点病院
	DMA T 指定医療機関	災害派遣医療チーム (DMAT) を保有し、群馬県と「群馬DMATの派遣に関する協定」を締結している災害拠点病院
8 新興 感染症 発生・ まん 延時の 医療	第一種感染症指定医療機関	一類感染症、二類感染症又は新興感染症の患者の入院を担当させる医療機関
	第二種感染症指定医療機関	二類感染症又は新興感染症の患者の入院を担当させる医療機関
	公的医療機関等並びに地域医療支援病院及び特定機能病院	ア 公的医療機関等 医療法第七条の二第一項各号に掲げる者が開設する医療機関、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康安全機構及び国その他の法人が開設する医療機関であって厚生労働省令で定めるもの イ 地域医療支援病院 医療法第四条第一項の地域医療支援病院 ウ 特定機能病院 医療法第四条の二第一項の特定機能病院
	第一種及び第二種協定指定医療機関	ア 第一種協定指定医療機関 新興感染症の患者を入院させ、必要な医療を提供する医療機関 イ 第二種協定指定医療機関 新興感染症の外出自粛対象者に対し医療を提供する医療機関
9 へき地 医療	へき地の診療を担う医療機関	以下のいずれかの項目に合致し、掲載の同意を得た医療機関 ① へき地診療所 ② 一人医師地区の医療機関 ③ へき地及びその近郊地域を対象とした診療のみを行う医療機関
	へき地の診療を支援する医療機関	以下のいずれかの項目に合致し、掲載の同意を得た医療機関 ① へき地の診療を担う医療機関からの救急患者及び紹介患者を受け入れている医療機関 ② へき地の診療を担う医療機関への医師派遣を行う医療機関 ③ へき地診療の専門的な支援（ヘリコプター搬送等による高度、重傷な患者の受け入れ）を行う医療機関

	医療段階区分	基 準
10	周産期医療	<p>以下のいずれかの項目に合致し、掲載の同意を得た医療機関</p> <p>① 群馬県周産期医療機関指定・認定基準に基づき指定・認定されていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合周産期母子医療センター ・ 地域周産期母子医療センター ・ 協力医療機関 <p>② 分娩取扱医療機関のうち、低リスク分娩（帝王切開術を含む）に対応できること</p> <p>③ 日中一時支援施設として、在宅医療未熟児等一時受入事業を実施している医療機関</p>
11	一般小児医療 (小児初期医療)	<p>以下のいずれかの項目に合致し、掲載の同意を得た医療機関</p> <p>① 一般小児科 小児科を標榜する医療機関 ※①は個別の医療機関名は掲載しない</p> <p>② 休日夜間初期小児救急 在宅当番医制に参加している診療所又は休日夜間急患センター</p> <p>③ 小児地域支援病院（注）に相当する医療機関 ※圏域ごとに掲載 ア 常勤又は非常勤の小児科医師が診療を実施している病院 イ 専門的外来医療又は軽症患者の入院医療が実施可能である病院</p> <p>注 小児中核病院・小児地域医療センターがない小児医療圏において、最大の病院小児科</p>
	小児地域医療センター（小児二次医療） ※圏域ごとに掲載	<p>以下のすべての項目に合致し、掲載の同意を得た病院</p> <p>① 小児救急医療支援事業に参加している病院</p> <p>② 小児救急医療及び新生児医療を単独若しくは複数で24時間365日体制で実施可能である病院</p>
	小児中核病院 (小児三次医療)	<p>以下のすべての項目に合致し、掲載の同意を得た病院</p> <p>① 小児三次救急病院として、その他の医療機関では対応が困難な小児疾患について、高度な診断・検査・治療や勤務医の専門性に応じた専門医療を行っていること</p> <p>② 診療報酬上の施設基準に適合するNICUを運営していること</p> <p>③ 必要に応じてPICUを運営していること</p> <p>④ 他の医療機関からの紹介患者や救急搬送による患者を中心として、重篤な小児患者に対する救急医療を24時間365日体制で実施していること</p>

	医療段階区分	基準
11	療養・療育支援、小児等在宅医療 小児医療	以下のいずれかの項目に合致し、掲載の同意を得た医療機関等 ① 医療型障害児入所施設 ② 小児等在宅医療に対応できる医療機関、訪問看護ステーション等 ※②は個別の医療機関名は掲載しない（別途公表）
12	在宅医療 在宅医療	以下のすべての基準に合致し、掲載の同意を得た病院 ① 専ら退院支援業務に従事する担当者が1名以上いること ② 入院初期から退院後の生活を見据えた退院支援を行っていること ③ 退院支援の際には、患者の住み慣れた地域に配慮した在宅医療及び介護資源の紹介・仲介等を行っていること ④ 退院後に患者に起こりうる病状の変化やその対応について、退院前カンファレンスや文書、電話等で、他の医療機関、施設等との情報共有を図っていること
	在宅医療の実施 (一般診療所)	以下のすべての基準に合致し、掲載の同意を得た一般診療所 ① 往診又は訪問診療を行っており、かつ、これらの実績があること ② 患者の急変時において、24時間の対応を行っていること（他の医療機関と連携して対応している場合を含む） ③ 自宅等、患者の希望する場所での看取りを行っていること
	在宅医療の実施 (歯科診療所)	以下のすべての基準に合致し、掲載の同意を得た歯科診療所 ① 訪問歯科診療を行っており、かつ、これらの実績があること ② 患者宅に赴いて行う診療及び歯科衛生指導を実施していること ③ 口腔ケア及び摂食・嚥下障害に対するリハビリテーションを実施可能であること
	在宅医療の実施 (薬局)	以下のすべての基準に合致し、掲載の同意を得た薬局 ① 在宅患者訪問薬剤管理指導料届出薬局であること ② 患者宅に赴いて行う指導（在宅患者訪問薬剤管理指導料又は居宅療養管理指導料が算定されるもの）の実績があること ③ 患者の急変等に対応するための休日・夜間の調剤又は在宅患者への対応を行っていること ④ 在宅医療で通常利用される医療材料及び衛生材料の提供が可能であること

	医療段階区分	基準
	在宅医療の実施 (訪問看護事業所)	以下のすべての基準に合致し、掲載の同意を得た訪問看護事業所 ① 常勤の看護師を置いていること ② 急変時において、24時間の対応を行っていること ③ 自宅等、患者の希望する場所での看取りを行っていること ④ 看取りについて、24時間の対応を行っていること

別表2 (第5条関係)

	該当区分	意見聴取部会等
1	がん	群馬県がん対策推進協議会 がん対策推進計画検討部会
2	脳卒中	群馬県保健医療計画会議 脳卒中検討部会
3	心筋梗塞等の 心血管疾患	群馬県保健医療計画会議 心筋梗塞等の心血管疾患検討部会
4	糖尿病	群馬県糖尿病対策推進協議会
5	精神疾患	群馬県精神保健審議会 医療計画策定部会
6	救急医療	群馬県救急医療体制検討協議会 医療計画策定部会
7	災害医療	群馬県救急医療体制検討協議会 災害医療対策部会
8	新興感染症発 生・まん延時の 医療	群馬県感染症対策連携協議会
9	へき地医療	群馬県保健医療計画会議 へき地医療対策部会
10	周産期医療	群馬県周産期医療対策協議会 群馬県保健医療計画(周産期医療)検討部会
11	小児医療	群馬県小児救急医療体制検討世話人会
12	在宅医療	群馬県保健医療計画会議 在宅医療推進部会